

福祉医療費助成制度の見直し

重度心身障がい者の方々やひとり親家庭に対して、その医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、対象者の福祉の増進を図ることを目的に福祉医療費助成制度が設けられています。

その制度が平成 26 年度から改正されます。

この制度は、平成 17 年度から原則 1 割を自己負担額とする仕組みが導入されましたが、低所得世帯の割合が増えるなど障がい者の生活状況は年々厳しいものとなっています。また精神障がい者は制度の対象になっていません。

そこで文教厚生委員会では、執行部の検討に合わせ、事業主体である市町村や障がい者関係団体からのヒアリングを行うなど 6 月定例会から調査してきました。

その結果、自己負担額の上限を、現行より一般世帯で半額、低所得世帯で 4 分の 1 程度に引き下げる案が望ましいことと精神障がい者も対象に含めることが望ましいとの意見をまとめ、執行部に提言しました。

現在の自己負担額上限は、

入院 一般家庭 4 万 2000 円、低所得家庭 7500 円

外来 一般家庭 1 万 2000 円、低所得家庭 4000 円

ですが、委員会では、

入院 一般家庭 2 万円、低所得家庭 2000 円

外来 一般家庭 6000 円、低所得家庭 1000 円

が妥当であるとししました。

また、来年 10 月からの適用を目指し、今後市町村と調整するよう県に求めました。

平成 17 年、文教厚生委員会副委員長として苦渋の決断をしたこともあり、感慨深いものがあります。